

災害に係る個人住民税の寄附金税額控除に関する 指定都市市長会の要望

災害に係る個人住民税の寄附金税額控除の取扱いについては、申告者が募金団体に対して拠出した義援金等の寄附金税額控除の適用可否を、地方公共団体が判断する際、次のことから賦課業務等に支障をきたしているところである。

- 国内で発生した災害を全て捕捉することは困難であり、また、申告時において募金要綱又は募金趣意書等を有している申告者はごく僅かで、募金団体から最終的に被災地方公共団体等に拠出されているか等の調査業務に時間を要すること。
 - 各地方公共団体が個別に、募金団体に関する問い合わせを被災地方公共団体に行うことによって、被災地方公共団体の負担が懸念されること。
- 以上のことから、寄附金税額控除を適正に取り扱うため、次のとおり要望する。

- 1 今後、国内で発生した災害について、寄附金税額控除の対象となる場合は、その旨通知すること。
- 2 課税年度の前年12月31日時点において、被災地方公共団体等に義援金等を拠出したことについて、「国等に対する寄附金又は災害義援金等に関する確認事務について（事務運営指針）」（平成14年2月25日課法2-3ほか）に基づく税務署の確認を受けている募金団体の名称等の情報を、各地方公共団体が入手できる方策を検討されたい。
- 3 税務署が有している情報を入手することが困難な場合については、被災都道府県から、各地方公共団体へ適切な情報が提供される方策を検討されたい。

平成24年5月22日
指定都市市長会